

## 平成27年度の公民館事業について

平成27年2月  
米子市教育委員会事務局生涯学習課

～公民館事業について～

### 1 公民館事業についての基本方針

### 2 公民館における事業展開

### 3 関係団体による主な事業展開

～生涯学習課事業について～

### 1 職員研修等

### 2 生涯学習推進事業の実施

～予算について～

- ・ 平成27年度 公民館関係事業予算(案)について

## 1 公民館事業についての基本方針

公民館は、住民の教養の向上、健康の増進、社会福祉の増進など、住民生活に即した問題や地域における課題に取り組むための学習機会を提供する社会教育機関として、また、学習活動を通して地域社会や地域文化の発展を図るための拠点施設として大きな役割を負っている。

あわせて、少子・高齢社会の進展などの時代の変化や厳しい財政状況等限られた条件のもと、地域の課題・特性や住民の学習ニーズに的確に対応できる運営を推進していくことが求められる。

そのためには、公民館がすべてを準備し提供するのではなく、地域住民が自ら課題を見つけ、学習し、解決に向けて活動することが重要であり、公民館はその活動拠点として、また、職員は活動を支援するコーディネーターとしての役割を果たすことが必要である。

これまでの事業運営について今一度振り返った上で、「参加者募集型」の事業運営に終始することなく、参加者・学習者が地域においてその成果を発揮することができる場の提供や環境づくりに視点に置いた「学習者との共創・支援型」の事業の展開を図らなければならない。

**住民が主体的に活動できる「地域づくり」**

### 地域の「拠点」としての公民館

#### 活動の支援 <組織として>

##### ①活動のきっかけづくり（つくる）

地域や学習に関する情報を積極的に提供し、住民や学習者の活動促進を図る。

##### ②各種団体や個人との連携（つなげる）

地域や公民館で活動している各種団体や個人などの連携を促進することで、地域における連帯感や意識の高揚を図る。

##### ③学習者・活動者の育成・支援（そだて つづける）

各種講座や行事を通じて学習者・活動者を育成・支援し、あわせて成果の発表の場・活動の場を提供することで住民主体による地域活動や学習の継続性の確保を図る。

#### 場所の提供 <施設として>

##### ④公民館施設・設備の管理（つどう）

地域活動の拠点施設として利用しやすいよう日常的に点検・管理を行う。また、率先して環境に配慮した運営を行う。

## 活動の支援 <組織として>

### ①活動のきっかけづくり（つくる）

地域や学習に関する情報を積極的に提供し、住民や学習者の活動促進を図る。

#### ▼広報活動・学習相談

公民館は、さまざまな行政情報や地域の情報が集まる「情報基地」でもあります。住民の活動支援・促進のため、それらの情報を的確にまとめ、提供に努めることが“きっかけづくり”的第一歩です。

※ 情報の中には個人情報を含むものもありますので、取り扱いにはくれぐれも注意してください。

##### ＜活動例＞広報・たよりの発行

お知らせや募集だけでなく活動報告等を盛り込むことで、活動の周知や意識啓発にもつながりました。ホームページ等も積極的に活用しました。

### ②各種団体や個人との連携（つなげる）

地域や公民館で活動している各種団体や個人などの連携を促進することで、地域における連帯感や意識の高揚を図る。

#### ▼ネットワークの育成・支援

公民館には、多くの学習サークルが存在し、また、地域にはいろいろな活動を展開する団体や、保育園や学校など様々な機関があります。これらをネットワーク化することで、単体では困難な活動も可能になります。また、協力体制を取ることで新たな活動に発展することができます。

##### ＜活動例＞サークル連絡協議会の育成

協議会を結成し定期的に会を開催されることで、サークルのみなさんに連帯意識が生まれました。また、サークルによる館内整理が企画されたり、諸連絡も円滑に行われるようになりました。

### ③学習者・活動者の育成・支援 (そだて つづける)

各種講座や行事を通じて学習者・活動者を育成・支援し、あわせて成果の発表の場・活動の場を提供することで住民主体による地域活動や学習の継続性の確保を図る。

#### ▼学習活動の支援・学習成果の活用

地域には、よりよい地域を目指して活動を続けている各種団体や個人の方がおられます。こうした方々の活動の活性化を図ることは、地域における課題解決力・教育力を高めることにつながります。そのため、あらゆる機会を捉えて学習の情報や機会を提供し、学習者・活動者がその学習の成果を発揮する場を設けるなど人材の育成・活動支援を行うことで、さらなる意欲と取り組みの向上が図られ、継続的な活動を期待することができます。

##### <活動例>学習者の育成と活用

公民館講座に参加された方を“住民講師”として団体に紹介。講師・参加者とも同じ住民として地域の課題について学習が深められ、両者とも今後の活動に強い意欲をもたれました。

### 場所の提供 <施設として>

### ④公民館施設・設備の管理(つどう)

地域活動の拠点施設として利用しやすいよう日常的に点検・管理を行う。また、率先して環境に配慮した運営を行う。

#### ▼適正な利用の啓発

いつでも利用しやすいよう、利用者にも施設設備の適正な使用について啓発する。また、職員においても日常の清掃・点検等により整備につとめる。

##### <活動例>ホウレンソウ（報告・連絡・相談）の徹底

啓発により利用者による清掃が徹底された。また、破損等必ず報告してもらうことで、修繕等すばやく対処できた。

日常の整備により設備や備品が壊れにくくなった。

## 2 公民館における事業展開

### (1) 広報事業・・・①活動のきっかけづくり（つくる）

ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や学習に関する情報を積極的に提供し、住民や学習者の活動の活発化を促進する。</li> <li>○多様な公民館活動や生活に密着した情報などを積極的に発信し、公民館活動に対する理解を深めてもらう。</li> </ul>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館報・公民館だよりの発行（広報事業）</li> <li>○公民館ホームページの管理</li> </ul>
留 意 す べき 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○著作権の保護 広報等の発行にあたり、記事や図案等を転載する場合は、著作権を侵害しないよう注意すること。</li> <li>○わかりやすい内容・表現 限られた紙面の中で、掲載する情報の取捨選択に努める（いつ、どこで、誰を対象にするか等、住民にわかりやすく掲載すること）。</li> <li>○安易に省略した語句を使用しない（市公連・同推協など やむをえない場合は欄外に記載する。）</li> <li>○個人情報の取扱 事業展開のなかで個人情報（住所・氏名・年齢・性別・電話番号 等）の収集が必要な場合は、必要最小限度の項目とし、収集目的を明らかにする必要がある。</li> </ul> <p>公民館報、公民館だより等に個人情報を掲載するときは必ず本人の承諾が必要となる。掲載手順は下記のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 記載項目・必要性の検討</li> <li>↓</li> <li>② 原案作成</li> <li>↓</li> <li>③ 本人に対して記載項目の提示</li> <li>↓</li> <li>④ 本人の承諾・不承諾の意思確認 （→不承諾の場合、掲載不可）</li> <li>↓</li> <li>⑤ 本人承諾の記録</li> <li>↓</li> <li>⑥ 記事の掲載（承諾を得ている旨を明記する）</li> </ol>

そだて

## (2) 社会教育講座・・・③学習者・活動者の育成・支援 (いかし つづける)

ねらい	○各種講座や行事を通じて、学習者・活動者を育成・支援することで住民主体による地域活動や学習の継続性の保持を図る。 ○公民館大学など、地域の課題・特性や住民の学習ニーズに応じたさまざまな学習機会を提供することで、学習意欲の高揚と潜在的学習者の発掘を図り、住民の教養を高めるとともに地域社会の発展を図る。
内容	○公民館大学、各種学習講座の開催 対象：地域住民を中心とした市民全般 講座回数：年間14講座以上（淀江・宇田川・大和は3館で計28講座以上） ○学習テーマ (必須項目) ①家庭教育講座（子育てに関する講座） ②人権問題（障がい者理解・男女共同参画を含む） (その他) 健康・介護予防、地域の課題、国際理解、環境問題、情報化など ※生涯学習課からパソコン貸出可能
留意	○ねらいを明確に 現地学習をはじめ講座設定の際は講座のねらい（目的）を明確にする。 ○体系化した事業展開 テーマ別や対象別などのコース制の導入など体系化した事業展開に努める。 ○託児の実施など受講しやすい環境整備に努める

## (3) 体育・文化行事・・・③学習者・活動者の育成・支援 (そだて つづける)

ねらい	○各種講座や行事を通じて、学習者・活動者を育成・支援することで住民主体による地域活動や学習の継続性の保持を図る。 ○地域住民の学習意欲の向上や地域コミュニティの醸成を目的として、各種発表会やスポーツ大会などを開催する。
内容	○地区民運動会、地区文化祭・公民館祭の開催
留意	○事業の実施に当たっては、幅広い世代が参加できるよう特に配慮する。

## (4) ふれあい発表会・作品展・・・③学習者・活動者の育成・支援 (そだて つづける)

ねらい	○各種講座や行事を通じて、学習者・活動者を育成・支援することで住民主体による地域活動や学習の継続性の保持を図る。 ○学習成果の発表の場を提供することで、学習意欲の向上や学習活動の奨励を図り、地域社会の発展に寄与する。
内容	○米子市公民館ふれあい発表会（12月4～6日開催予定） 於：米子市文化ホール
留意	○事業の実施に当たっては、幅広い世代が参加できるよう特に配慮する。

### 3 関係団体によるおもな事業展開

- (1) ひとづくり・まちづくり推進事業・・・①活動のきっかけづくり（つくる）  
 ②各種団体や個人との連携（つなげる）  
 ③学習者・活動者の育成・支援 そだて  
いかし（つづける）

主催	各地区運動会等実行委員会
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館運営協議会・運営委員会を中心に、住民が地域における課題や地域の 人材育成に主体的に取り組むことのできる体制を構築する。</li> <li>○住民が主体となり、ひとづくりやまちづくりの推進を目的に、今まで培われ てきた資質や能力を活かしてさまざまな活動を実施することで、活力のある 豊かな住みよい地域の構築を図る。</li> </ul>
事業例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域づくり研修会</li> <li>○世代間交流事業</li> <li>○地域安全防犯活動</li> <li>○環境美化推進活動</li> <li>○歴史・伝統・文化の伝承 など</li> </ul>
留意	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運営協議会・委員会との連携を図ること。あわせて、公民館の持つノウハウ やネットワーク等を提供するなど、活動の支援を行うこと。</li> <li>○事業消化に終始せず、地域の課題の掘り起こしや問題解決のためにはどのよ うな活動が効果的であるか、企画・運営のプロセスを重視すること。</li> </ul>

- (2) 子ども地域活動の支援・・・②各種団体や個人との連携（つなげる）

主催	各地区（子ども地域活動支援事業実施組織）
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や公民館で活動している各種団体や個人などの連携を促進することで、 地域における連帯感や意識の高揚を図る。</li> <li>○年間を通して地域の特色を活かしながら子どもたちにさまざまな交流や体 験活動の場を提供し、大人も子どもも地域の一員としての自覚を高めるとと もに、地域で子どもを育てる環境整備を行う。</li> </ul>
事業例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民とのさまざまな交流活動</li> <li>○自然・生活体験活動</li> <li>○環境保全活動</li> <li>○伝統・文化の伝承 など</li> </ul>
留意	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業実施する組織の主体性を確保しながら、公民館の持つノウハウ・ネット ワーク等を活かし、可能な限り活動の支援を行う。</li> <li>○地域ボランティアスタッフ等との連携の促進を図る。</li> <li>○今後も事業が継続できるような体制の整備や地域の意識の醸成を図る。</li> </ul>

～生涯学習課事業について～

**1 職員研修等（予定）**

※開催日程・会場・内容が決定していないものもあるため、予定のみ記載。決定次第、館長会・事務連絡会等で連絡予定。

**(1) 館長**

内 容	日 程	会 場	備 考
公民館長会定例会	毎月	明道公民館	毎月 25日前後
新任公民館長研修会	一	一	
全県社会教育関係者研修会	未定	未定	県社教協主催

**(2) 館長・主任主事・主事**

内 容	日 程	会 場	備 考
鳥取県公民館連合会総会	5月下旬	県中部	各館1名予定
米子市公民館連合会総会	5/21	米子コンベンションセンター	全員
鳥取県社会教育振興大会	未定	未定	県社教協主催
人権研修	随時		
米子市公民館連合会研究集会	未定		
鳥取県公民館連合会研究集会	2月	未定	

**(3) 主任主事・主事**

内 容	日 程	会 場	備 考
事務連絡会・職員研修	毎月	明道公民館	毎月 10日前後
新任職員研修	4月	第2庁舎	
新任主任主事職員研修	4月	第2庁舎	
2年目職員研修	4月	第2庁舎	
西部地区社会教育関係者研修会	未定	県西部	県社教協主催
生涯学習実践道場	7/10	大山青年の家	
臨時研修	随時		

**(4) 公民館関係各種大会**

内 容	日 程	会 場	備 考
全国公民館連合会全国大会 in 鳥取	10/15 ～16	県東部	
米子市公民館ふれあい発表会	12/4 ～6	米子市文化ホール	

## 2 生涯学習推進事業の実施

### (1) 米子人生大学

ねらい	○「元気に生活・活動する人づくり」をテーマに、現代社会のさまざまな課題に対応する基礎的な知識を身につけるため、幅広い分野にわたって講座を開催する。
内容	防災・健康・環境・社会・歴史・音楽などについて
日程	6月～11月の予定（月曜日開催、計11回）

### (2) よなごアカデミー

ねらい	○身近な生活のなかでの課題や、現代的課題をテーマとして、専門的に学習を深めることで、色々な課題を自ら解決する力を育むため、講座を実施する。
内容	地域活動に係る人材育成、防災・減災・健康など
日程	2月～3月間予定（土・日曜日を中心開催）

### (3) 家庭教育支援事業

#### ①タムタムスクール（タムタムスクール実行委員会）

ねらい	○乳幼児期の子育てを中心に「子育てに関する問題解決ができる人づくり」を目指し、子どもの成長にとっての最大の基盤である家庭教育について、心身の発育段階に応じたかかわり方等の講座を開催する。
内容	子育ての悩み解消、メディアとの関わり、絵本、おやつづくり、遊び、子どもの個性など
日程	5月～11月予定（10回程度）

#### ②家庭教育支援基盤形成事業（国の補助事業）

ねらい	子どもたちを健やかに育むため、学校・家庭・地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、全体で教育に取り組む体制づくりを目指す。
内容	①PTA子育て講座（各小・中学校PTA） 就学前・思春期の家庭教育等について ②家庭教育支援チームの活動 家庭教育支援に係る団体・個人のネットワークづくり・親子参加事業の開催・家庭教育に係る情報の収集・提供、講演会のファシリテーター等
日程	①PTA子育て講座：未定（20校程度開催予定） ②家庭教育支援チーム：随時

#### (4) 米子ものづくり道場運営事業

ね ら い	<p>【目的】ものづくりや科学好きの子どもを増やす。</p> <p>【手段】市民を対象として、小学校中学年頃までの子どもにものづくりの技術や科学の楽しさを教える指導者の養成講座を実施し、更に養成された指導者を公民館等に派遣して、子どもを対象にものづくり教室・体験イベントを実施する。</p> <p>【事業の背景】近年、子どものものづくり・科学離れが進み、また実社会でも科学技術・製造業の担い手不足が深刻となっていることから、学校教育以外の場でもものづくり体験の場を増やす必要があり、相応しい知識と指導技術を持つ指導者の充実を図る必要がある。</p>
内 容	<p>鳥取大学を中心に組織する『ものづくり協力会議』により、『米子ものづくり道場』で以下の事業を実施する。</p> <p>本市は行政として、指導者派遣事業及びものづくり教室・体験イベント開催事業の費用負担及び拠点施設として米子市児童文化センターを提供する。</p> <p>〔平成27年度事業計画〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「ものづくり指導者養成講座」の開催 (対象:市民、会場:米子市児童文化センター)</li> <li>「ものづくりカフェ」の開催 (対象:ものづくりに興味のある市民、講座修了生及び講師、内容:情報交換会及び指導技術の向上)</li> <li>ものづくり教室・体験イベントの実施             <ol style="list-style-type: none"> <li>会場:米子市児童文化センター他 (対象:子ども 夏、秋及び冬、指導者養成講座の実地演習を兼ねて行う)</li> <li>会場:地区公民館等 (対象:地域の子ども、講座修了生の指導者を派遣、指導者派遣料は米子市が負担、依頼に応じて実施)</li> </ol> </li> </ol>
日程	未定

～予算について～

## 平成27年度 公民館関係事業予算（案）について

### 予算編成について

本市では、平成23年度に策定した第2次米子市総合計画「米子いきいきプラン2011」において、「生活充実都市・米子」のさらなる発展を目指すことを掲げていますが、その推進に向けた取組方針を「将来に向けて持続可能な行財政基盤を確立し、安定的かつ的確な市民サービスを提供していくため、行財政改革や職員の意識改革を推進し、限られた財源を最大限活用することによって、より効率的で創造的な行政運営に努めます」としています。

本市の財政状況は、引き続き非常に厳しい状況ではありますが、新たなまちづくりへの足場を固め、着実な推進を図っていくためには、財政構造の根幹を支える歳入の確保に注力することはもとより、職員一人ひとりが、市民ニーズを踏まえながら、既成概念や慣行にとらわれることなく、効果的で効率的な事業のありかたについて創意工夫すること、常に各事業の効果を検証し、的確に事業を取捨選択する「選択と集中」の観点を徹底することが必要です。

公民館は地域の重要な拠点となる教育機関として、すべての住民から信頼され親しまれる施設として、住民の幸せづくりのために、職員ひとりひとりが自らの役割を改めて自覚し、今以上に積極的に行動していかなければなりません。

#### ◆ 公民館管理費

- 消耗品費、燃料費については、前年並とする。
- 修繕については危険性等を考慮したうえ、緊急を要するものを優先する。

#### ◆ 施設整備費

- 公民館緊急修繕工事
- 屋上防水改修工事

#### ◆ 事業費（開催委託料）

開催委託料の予算は一括で配分する。各事業の経費配分は事業目的に沿って各館で計画する。

#### (1) 広報事業

##### ①内容

公民館だより・館報等の発行

##### ②事業経費

前年度と同額

#### (2) 社会教育講座

##### ①学習テーマ

《必須項目》家庭教育講座（子育てに関する講座）、人権問題（障がい者理解・男女共同参画を含む）

《その他》健康・介護予防、地域の課題、国際理解、環境問題、情報化、救急救命、現地学習など

②講座数

年間14講座以上(淀江・宇田川・大和は3館で計28講座以上)

③事業経費

目安：161,000円

(3) 体育文化行事

①内容

運動会等の各種スポーツ大会・公民館祭等の各種文化事業の開催

②事業経費

目安：100,000円

(4) ひとづくり・まちづくり推進事業

①内容

公民館を拠点とした、地域の活性化に向けたさまざまな事業の実施

②事業経費

目安：200,000円(淀江・宇田川・大和は3館で計350,000円)

## 参考資料

### 【社会教育法】

**目的**…第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

**公民館の事業**…第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、

左の事業を行う。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

